

議案第50号

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり原状回復費用請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 向 弘司 2 大阪地方裁判所 原状回復費用請求事件	<p>本市との間で締結した此花区桜島3丁目42番51の市有地の一部（以下「本件土地」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が解除されたにもかかわらず、本件土地を不法に占有して建物（以下「本件建物」という。）を所有していた訴外法人に対し、平成30年9月4日に、建物収去土地明渡しを命じる旨の判決があったが、訴外法人は本件建物を収去して本件土地を明け渡すことをしなかった。</p> <p>これに対し、本市は、本市の申立てを受けた執行官が本件建物を訴外法人の費用で収去することができる旨の申立てをしたところ、平成30年12月26日に同申立てを認める決定があり、執行官に本件建物の収去を完了させたことから、本件契約の連帯保証人である被告に対し、本件契約に係る連帯保証債務の履行として、当該収去により本件土地を原状回復するために要した費用金5,367,366円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。</p>

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

原状回復費用請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。